

企画競争説明書

業務名称： フィリピン国コタバト市上水道にかかる情報収集・
確認調査

調達管理番号：22a00219

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年7月27日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年7月27日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国コタバト市上水道にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年9月 ～ 2023年5月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Hirayama.Anju@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
地球環境部 水資源グループ第一チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 8月 2日 12時
2	質問への回答	2022年 8月 5日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 8月 12日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 8月 23日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
 - ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間

終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：22a00219_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「22a00219_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙2の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「フィリピン国コタバト市上水道にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景

40年以上にわたり紛争が続いたフィリピン国ミンダナオ島のムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「ARMM」という。）では、2014年3月、フィリピン国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF: Moro Islamic Liberation Front）との間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。そこから4年が経過した2018年7月27日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法（BOL: Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）」が大統領により承認された。2019年1月及び2月の住民投票を経て、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「BARMM」という。）の領域が確定し、バンサモロ暫定自治政府（BTA: Bangsamoro Transition Authority）が発足し、2025年の自治政府設立に向けて、移行に向けた取り組みが進んでいる。

コタバト市はミンダナオ島西部のマギンダナオ州に位置する都市である。これまではARMMからは独立した都市であったが、2019年2月の住民投票によりBARMMに編入されることが決定された。コタバト市は人口約30万人（2015年センサス）の都市で、過去15年間年平均4.1%で人口が増加している。BARMMにおける首都的な機能を果たすことが期待されており、更なる人口増加が予想されている。

BARMMの平和と繁栄のためには、コタバト市が担うべき機能を捉えた上で、同市とその周辺地域の開発の方向性を定め、戦略的に開発を進める必要がある。BTA暫定首相は、2019年4月及び5月に我が国外務省及びJICAにコタバト都市圏のマスタープラン策定にかかる支援を要請した。また、コタバト市はBTA暫定首相の支援要請とは別に、2019年7月にフィリピン中央政府を通じて同様の要請を日本政府に行った。これらの背景を踏まえ、JICAはコタバト都市圏の総合開発に係る協力プログラムを策定するために、コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査を実施し、同調査においてはコタバト市及び周辺地域での給水施設整備についてのPre-F/Sを実施した。

コタバト市では1976年に創立されたコタバト都市圏水道区（MCWD: Metro Cotabato Water District）が水道事業を担っている。深井戸、湧水、表流水の3種類の水源より取水し、40,000m³/日の供給量があるが、そのうち30%は無収水となっている。コ

タバト市での給水は、2021年時点で、給水率は約52%、約34,500世帯への給水になっており、給水サービスを受けられない世帯は非衛生的な伝統的な水源に頼っている。MCWDは毎年1,000件の新規接続を行うなど給水サービス対象地域の拡大に努めているが、依然として給水率は低い状況に留まっている。水道接続地域においても、市街地での商業活動の活発化などによって、水供給量が2016年から2018年にかけて19%増加するなど水需要量が増加しており、また、現在では未給水区域であるコタバト市周辺地域(2自治体、人口約40万人)へも、将来的にはMCWDが給水対象地域を拡大する計画がある。

これらを踏まえ、前述の情報収集・確認調査においては、2028年には、コタバト市内の給水率を約52%から70%に拡大し、周辺地域の約20%に新たに給水を行う場合、MCWDの給水量を現在の40,000m³/日から86,000m³/日に拡大する必要があると推定している。既存の水道施設も課題を抱えており、同調査におけるPre-F/Sにおいては、敷設後30~40年が経過したPVC(ポリ塩化ビニル)管及び鋼管のダクタイル鑄鉄管への敷設替え、5,000~8,000m³/日程度のディマパトイ浄水場の拡張、ディマパトイ川の取水施設付近の河岸防護、水道施設の電力源となる2,000kWのソーラーパネルの設置のニーズが挙げられている。他にもリオグランデ浄水場及び取水施設の建設、タモントカ川浄水場及び取水施設の建設、民間からの用水供給事業の計画などもあり、水道施設整備の優先順位や実現可能性の確認が必要となっている。

第3条 調査の目的

本調査は、MCWDの給水現況、水需要、給水施設整備計画及びその実現可能性を確認し、無償資金協力事業の実施可能性及び協力準備調査の方向性を検討するための情報収集・確認を行うことを目的とする。

第4条 調査の概要

(1) 対象地域

フィリピン国マギンダナオ州コタバト市及び周辺地域(クダラット、ダトゥ・オディン・シンスアット)

(2) 関係省庁・機関

コタバト都市圏水道区(Metro Cotabato Water District (MCWD))

(3) 本調査に関連するJICAの主な支援実績

コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査(2021年)

第5条 調査業務の範囲

本調査は、MCWDと2022年7月に合意した協議議事録に基づき実施する。受注者は、「第3条 調査の目的」を達成するために、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、調査の進捗に応じ「第8条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、発注者及びMCWDに対し説明・協議の上、提出するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力を想定した事業案の検討

本調査は、MCWD の給水現況、水需要、給水施設整備計画及びその実現可能性を確認し、無償資金協力事業の実施可能性及び協力準備調査の方向性を検討するための情報収集・確認を行うことを目的としている。

コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査での Pre-F/S では、敷設後 30～40 年が経過した PVC 管及び鋼管のダクタイル鋳鉄管への敷設替え、5,000～8,000m³/日程度のディマパトイ浄水場の拡張、ディマパトイ川の取水施設付近の河岸防護、水道施設の電力源となる 2,000kW のソーラーパネルの設置が対象となったが、その後の MCWD へのヒアリングによれば、リオグランデ浄水場及び取水施設の建設、タモントカ川浄水場及び取水施設の建設のニーズが高いことが確認されている。

本調査では、Pre-F/S の内容に関わらず、無償資金協力としての事業案、概算事業費、事業効果案（指標案）を検討する。無償資金協力の候補としては、住民に新たに水を供給することが可能となるコンポーネント（リオグランデ浄水場及び取水施設の建設、5,000～8,000m³/日程度のディマパトイ浄水場の拡張、タモントカ川浄水場及び取水施設の建設）を優先する。MCWD の給水施設整備の優先度、取水施設の建設や取水に係るリスク、用地取得状況、MCWD の運営維持管理能力、環境社会配慮などを考慮し、無償資金協力の事業案として複数案を検討し、国内業務において発注者との協議を経て最適案を検討し、ドラフト・ファイナルレポート説明時に MCWD に説明する。

(2) 水需要予測と段階的整備計画案の取りまとめ

コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査での Pre-F/S においてはマスタープランの必要性が提言されている。本調査ではマスタープラン作成を行うのではなく、情報収集によって水需要予測と段階的整備計画案の取りまとめを行い、今後、MCWD が実施する水需要予測、段階的整備計画案の精度を高める、または MCWD が実施するにあたって、必要がある場合の追加調査や MCWD のアクションについて提言を行う。

(3) 紛争予防配慮の観点

本調査対象地域は、紛争の影響を強く受けている地域であり、調査実施及び提案案件によって引き起こされる紛争への負の影響を回避する。紛争予防配慮・平和促進の観点及びフィリピン政府が掲げる包摂性の観点から、本調査において配慮が必要な事項は下記 1)～3) のとおりである。

1) 多様な関係者への配慮

移住政策によりムスリムと先住民の多くは、肥沃な土地から農業生産性の低い辺境地に追いやられ、土地の喪失は、収入機会・食料の喪失につながった。その結果、紛争影響地域と他地域間や民族・宗教間の経済的格差が広がり、紛争要因の一つとなってきた。

今後、バンサモロの開発促進、投資促進を進める上では、当該地域に住む人々に対して包摂的かつ公平な開発を推進していくことが紛争再発予防の観点から非常に重要であるため、本調査遂行においては、ムスリム、キリスト教徒、少数民族等多様なステークホルダーの意見を取り入れる等十分留意する。

2) 土地問題への配慮

米国の植民地であったフィリピン自治政府が 1920 年代から進めたルソン島やビサヤ諸島からのキリスト教徒のミンダナオ島移住政策により、伝統的土地所有制度のもと土地を所有していたムスリムや先住民に対し、入植者は合法的な手続きにより土地の所有を拡大した。一方で、多くのムスリムや先住民は、先祖伝来の土地の登記を行わなかったが、1973 年に発布された大統領布告により、登記されていない土地は国有地と見做されることになった。

このような背景から、調査対象地域では、現在も公的登記制度と伝統的管理制度が併存するとともに、中央と地方で土地認定・登記を行う機関が複数存在するため、登記されていない土地や複数の土地権利書が重複して発行されている土地があり、ムスリム氏族間の土地紛争も続いている。更に、元戦闘地域の場合、未帰還の国内避難民が存在する地域もある。したがって、土地紛争を助長しないような開発となるよう留意する。

3) 社会的弱者（特に先住民）への配慮

本調査対象地域は、紛争影響により、女性世帯主や障がい者等の社会的弱者が多く、また先住民族も居住している。和平プロセスでムスリムの権利に焦点が当てられる中で、先住民族が更に周縁化されることのないよう、業務対象地域に先住民族が居住している、または先住民族が土地の所有権を主張している場所で調査や開発事業の提案を行う際には、事前に発注者に報告し、必要な対応について相談する。なお、本調査では先住民族への影響がある地域での調査や開発事業は想定していない。

第7条 調査の内容

調査の内容は以下のとおり。

【事前準備期間】

(1) 既存資料の分析及び質問票の作成

既存資料等に係る検討・分析を行い、現地業務での作業内容、重点項目を把握する。また、調査実施において必要となるデータ類を整理し、現地で追加収集する必要がある資料をリストアップする。さらに、業務にあたって関係機関に確認・質問する必要がある事項を質問票にまとめる。

(2) インセプション・レポートの作成

上記の検討を踏まえて、調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方および手法を含む）を検討し、それらをインセプション・レポート案として取りまとめる。なお、作成の際には第8条(2)の作成要領に従う。

【現地調査期間】

（３）フィリピンにおける上水道セクター開発の現状・課題および他ドナーが実施・計画しているプロジェクトの確認

フィリピン、BARMM および MCWD における上水道セクター開発計画等の現状・課題を確認する。また、上水道セクターで他ドナーが実施・計画しているプロジェクトの情報を収集する。MCWD に対しては、老朽管の更新について Local Water Utilities Administration (LWUA) を通じた ADB からの 130 百万ペソの融資の予定があり、また USAID が 2015 年に Metro Cotabato Water Supply Rapid Feasibility Study としてリオグランデ浄水場（急速ろ過 48,000m³/日または膜処理で 25,000m³/日）を中心とした取水・浄水・送配水施設建設の F/S（事業費 11.57 億ペソ）を実施しており、こうした他ドナーの支援内容の詳細を確認する。

（４）水道に関する基礎データの収集・整理・分析

文献調査、現地での関係者へのヒアリング等を通じ、以下の項目について最新の情報収集・整理・分析を行うとともに「上水道案件 セクター／水道事業体 基本情報チェックシート」を作成する。

- ・ 水道施設概要
- ・ 給水サービス状況（給水人口、顧客内訳、水道普及率、給水時間、料金回収率、無収水率、低所得者への給水政策等）
- ・ 給水サービス及び施設の運営・維持管理の状況
- ・ 水道料金水準及び水道料金設定方法、改訂頻度等

（５）コタバト市及び周辺地域（クダラット、ダトゥ・オディン・シンスアット）の給水対象地域及びその拡大の計画の確認

MCWD はコタバト市のみを対象とした給水を行っていたが、周辺の 2 自治体に給水対象地域を拡大していく計画がある。MCWD の給水対象地域及びその拡大の計画について確認を行う。

（６）コタバト市及び周辺地域（クダラット、ダトゥ・オディン・シンスアット）の人口予測、水需要の確認

コタバト市及び周辺地域の人口予測、MCWD による水需要予測について確認を行い、その妥当性や課題を検討する。

（７）取水施設の調査

検討されている 5,000～8,000m³/日程度のディマパトイ浄水場の拡張、リオグランデ浄水場及び取水施設の建設、タモントカ川浄水場及び取水施設の建設においては河川からの取水が必要になる。また、ディマパトイ浄水場においては取水施設付近の河岸防護の必要性が提案されている。これら 3 つの浄水場の取水施設について、既存データやヒアリングなどにより、河川の流量の確認、水利権の扱いの確認、下流側の利

水への配慮の要否、通年での取水の可能性や洪水リスクの検討を行う。また、取水許可を得る際の手続き、取水施設がコタバト市外となる場合にその対象の自治体からの許可取得の要否などを確認する。

(8) MCWD の既存給水施設の現況の調査、既存の施設整備計画の確認及び実現可能性・課題の検討

MCWD の既存給水施設（取水施設、ポンプ場、浄水場、送配水管など）の概要、建設年、稼働状況、コタバト市周辺地域（クダラット、ダトゥ・オディン・シンスアット）の給水現況について調査し、給水現況の基本情報を取り纏め、課題を確認する。

その上で、実施した情報収集・確認調査でニーズが挙げられた、敷設後 30～40 年が経過した PVC 管及び鋼管のダクタイル管への敷設替え、5,000～8,000m³/日程度のディマパティ浄水場の拡張、ディマパティ川の取水施設付近の河岸防護、水道施設の電力源となる 2,000kW のソーラーパネルの設置、リオグランデ浄水場及び取水施設の建設、タモントカ川浄水場及び取水施設の建設、民間からの用水供給事業の計画など、段階的整備計画案に反映するため、既存の MCWD の施設整備計画の概要及び計画の進捗・課題について確認を行う。また、コタバト市の周辺地域（クダラット、ダトゥ・オディン・シンスアット）への給水区域の拡大計画について、水道の観点から実現可能性、妥当性、計画年次などについて情報収集を行う。

施設整備計画案の実現可能性を検討し、無償資金協力を実施する場合を想定した、水源確保、用地取得、環境社会配慮などの課題の抽出、協力準備調査を実施する前にクリアすべき前提条件、想定される先方負担事項について調査を行う。

(9) MCWD 及び関連機関の体制、維持管理能力の確認

最新の MCWD の体制（関連する省庁の組織図、責任機関、人員体制、各部署の協力体制等）を確認する。併せて、現在議論されている 2025 年に設立予定の自治政府と地方自治体の関係（役割、権限）を規定した Local Government Code が制定された際には、同 code による MCWD 維持管理体制への影響の有無について確認する。

加えて、MCWD の収支を含む財務状況、水道料金設定の状況及び課題（コストリカバリーの状況）、収支改善の見込や赤字となった場合の補填状況を確認し、無償資金協力を実施した場合の維持管理費の負担可能性を検討する。また、無償資金協力を実施する場合を想定し、維持管理の技術レベル、人員配置の見込などについて確認を行う。

無償資金協力の実施と、今後の MCWD による給水対象地域拡大のための段階的水道施設の整備の実施を想定して、MCWD の組織や財務、運営維持管理体制についての課題を抽出し、改善が必要な事項を整理する。

【国内業務期間】

(10) 無償資金協力の実施対象案と概算事業費、事業効果案の検討

現地調査で確認した(3)～(9)を踏まえて、案件計画会議等の我が国政府との協議に必要な情報収集・分析として、適切な事業内容を検討し、事業費の概算を行い、

事業効果案を検討する。予算の検討が必要となるため、事業内容、概算事業費、事業効果案は複数案を検討する。その際、給水区域の拡張先として優先度の高いエリア、水道が使えない人々の既存水源にある課題、水道未接続の人々の接続意思の有無、貧困層、寡婦世帯、国内避難民（IDP）といった特に配慮が必要なグループの居住エリアや水道へのアクセス率についても併せて検討する¹。発注者との協議により、ドラフト・ファイナルレポートに記載する事業案を決定する。

（11）今後の水需要予測、水需要予測に対応するための段階的整備計画案のとりまとめ、無償資金協力を行う場合の協力準備調査における留意事項の整理

本調査において収集した情報によって、今後の水需要予測、水需要予測に対応するための段階的整備計画案を取りまとめる²。

その上で、今後、MCWD が水需要予測、段階的整備計画案の精度を高める、または実施するにあたって、必要がある場合の追加調査や MCWD のアクションについて提言を行う。また、無償資金協力を行う場合の協力準備調査における留意事項を整理する。

（12）ドラフト・ファイナルレポートの作成

調査結果をまとめ、ドラフト・ファイナルレポートを作成し、発注者及び日本側関係者と協議して承認を得る。なお、作成の際には第8条.(2)の作成要領に従う。

【ドラフト・ファイナルレポート説明】

（13）ドラフト・ファイナルレポートの説明

発注者の承認を得たドラフト・ファイナルレポートを先方政府関係者に提出し、説明協議を行う。協議及び合意事項については議事録にまとめる。

【ドラフト・ファイナルレポート説明調査以降の期間】

（14）ファイナルレポートの作成・提出

ドラフト・ファイナルレポートに対する先方政府からのコメントを受け、必要な箇所について追加・修正を施し、ファイナルレポートとして取りまとめ、所定の印刷製本後に提出する。なお、作成の際には第8条(2)の作成要領に従う。

第8条 報告書等

(1) 報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。成果品はファイナルレポートとし、その提出期限は2023年5月31日とする。

	レポート名	提出時期	部数など
1)	インセプション・レポート	2022年9月下旬頃	和文：2部 英文：3部 電子データ
2)	ドラフト・ファイナルレポート	2023年3月上旬頃	和文：2部

¹ 限られた期間内で複数の事業内容案を検討する方針や手法についてはプロポーザルで提案する。

² 既往情報を基に水需要予測、段階的整備計画案を取りまとめる想定であるが、方針や手法についてはプロポーザルで提案する。

			英文：3部 電子データ
3)	ファイナルレポート	2023年5月31日まで	和文：3部 英文：3部 CD-ROM 2枚

(2) 報告書作成要領

ファイナルレポートについては製本し、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

また、各報告書の記載項目（案）は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

1) インセプション・レポート

受注者は既存資料を整理分析し、インセプション・レポートを作成し、現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行い、その結果を踏まえて修正し内容について発注者の承認を得る。記載内容は、以下の内容とする。

- a) 調査の概要（背景・経緯・目的）
- b) 調査の基本方針
- c) 調査の具体的方法
- d) 調査実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 詳細活動計画
- g) 要員計画
- h) その他必要事項

2) ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポート

本調査では、現地調査を通じて情報を収集し、その結果を踏まえてドラフト・ファイナルレポートを作成して先方に説明を行う計画である。そして、フィードバックを得て、そのフィードバックを反映した形でファイナルレポートを完成させる。

記載内容は、以下の内容とする。

表紙、地図、写真、目次

第1章 調査概要

第2章 コタバト市及び周辺地域の給水現況、給水施設概要

第3章 コタバト市及び周辺地域の人口状況、水需要

第4章 コタバト都市圏水道区の組織概要（人員、財務、水道料金水準、コストリカバリーの状況など）

第5章 コタバト都市圏水道区の給水区域、給水区域拡大計画

第6章 コタバト都市圏水道区の取水施設概要（計画施設含む）、取水可能性及び留意点

第7章 コタバト都市圏水道区の施設整備計画案、他ドナーの支援状況

第8章 無償資金協力の事業案、協力準備調査での留意事項

第9章 コタバト都市圏水道区への提言、スケジュール

添付資料

1. 業務フローチャート

2. 調査団派遣実績（要員計画）（氏名、担当分野、派遣期間、業務概要等）

3. 議事録等
4. その他活動実績

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を発注者に提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

1. 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
2. 活動に関する写真（あれば）
3. 業務フローチャート

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との間で、調査の進捗や計画の変更等にかかる重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、発注者に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載する）。発注者が別途開催する本調査に関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、発注者が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。

2) 先方政府への提出物

フィリピン政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。

別紙 1 : プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	無償資金協力を想定した複数の事業内容案を検討する方針や手法	第7条 調査の内容 (10) 無償資金協力の実施対象案と概算事業費、事業効果案の検討
2	水需要予測、段階的整備計画案を取りまとめる方針や手法	第7条 調査の内容 (11) 今後の水需要予測、水需要予測に対応するための段階的整備計画案のとりまとめ、無償資金協力を行う場合の協力準備調査における留意事項の整理

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：上水道に係る各種調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者/上水道計画
- 水源計画/取水施設計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.3 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／上水道計画）】

- ① 類似業務経験の分野：上水道計画に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン及びその他途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 水源計画/取水施設計画】

- ① 類似業務経験の分野：上水道の水源計画または上水道取水施設に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン及びその他途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年9月中旬に業務を開始し、2023年5月下旬までに最終成果品を機構に提出することを想定している。想定している工程は以下のとおり。

項目	2022				2023				
	9	10	11	12	1	2	3	4	5
事前準備	■								
現地調査		■	■	■					
国内整理				■	■	■			
ドラフト説明							■		
DFR							▲		
FR									▲

※DFR=ドラフト・ファイナルレポート、FR=ファイナルレポート

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.6 人月（現地：8.6人月、国内6.0人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/上水道計画（2号）
- ② 水源計画/取水施設計画（3号）
- ③ 組織/財務/維持管理計画
- ④ 施設計画/施工計画/事業計画

3) 渡航回数を目途 全6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

特になし

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本調査に係るコタバト都市圏水道区との協議議事録(2022年7月予定)
- 上水道案件 セクター／水道事業体 基本情報チェックシート

2) 公開資料

- フィリピン国コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査（上水道）
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_118_12369138.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wifi	無

(6) 安全管理

プロポーザル作成に際しては、必ずフィリピン国の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成してください。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、JICA ウェブサイトよりダウンロードして閲覧してください。

JICA の国別安全対策ルール：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

その他の安全対策としては以下のとおり。

- 1) 初回現地渡航時まで、発注者が行う「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講する。
- 2) 業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- 3) フィリピンの治安状況（特にミンダナオ島）については、JICA 事務所等を通じて事前に情報収集を行う。
- 4) 現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含める。
- 5) 発注者が定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を遵守すること。現地傭人についても、邦人関係者と同レベルではないものの、上記文書に沿って適切な安全対策を講じることが必要。
- 6) 「新型コロナウイルス感染症流行下における健康管理体制（フィリピン）」（別称：渡航シナリオ・プロトコール）を遵守する。
- 7) BP 社発行の Travel Security Advisory (TSA) に示された Recommendations を遵守する。
- 8) 訪問先に到達する国道や州道など幹線道路から離脱して、不用意に奥地に入り込まない。また、用務以外のことを実施しない。さらに、現地滞在先のホテルを日の出後に出発して日没までに宿泊先のホテルまで戻ることを徹底する。

- 9) 出張中に滞在するホテルについては、セキュリティが完備(24時間警備員を配置)され、出入りチェックのされたコタバト市内のホテルとする。
- 10) コタバト市近郊は日帰りとし、日の出から日没(17:30頃)までにコタバト市内に戻るよう、余裕を持った行程を組む。
- 11) 一般渡航が禁止されている地域のうち、JICA「安全対策措置」の(「5)コタバト市内への渡航」については、渡航者が一回目の渡航を行う際にJICA役職員が同行する。「(6)コタバト市近郊に渡航する際」はJICA役職員が同行する。(調整中)
- 12) 武装警護(COCHから派遣または民間セキュリティ会社)を帯同する。
- 13) コタバト市での滞在期間は極力短く、一回の渡航で7日以内を目途とする。
- 14) ローカルコンサルタント(特殊傭人)の活用を検討する。
- 15) 新型コロナウイルス感染症流行やコタバト市での安全上のリスクが高まった場合は、首都マニラ市からの遠隔での業務も検討する。
- 16) コンサルタントは、常時連絡が取れるよう携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、案件担当者に電話番号を伝達し、常時、連絡が取れるようにする。
- 17) 以上を徹底のうえ、渡航直前まで治安情勢をモニタリングした上で、必要であれば渡航を中止或いは変更する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022年4月)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費(PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等)は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 武装警護に係る経費(安全対策経費): 700千円

(4) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価」より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

別紙2：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／上水道計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水源計画/取水施設計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	